

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局  
代表者名 交通事業管理者 交通局長 浦田 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
南北線5000形車両 表示器更新	・南北線5000形車両の3色LED車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD認証を取得したフルカラーLEDの表示器へ4編成更新する。(2020年度)	4編成の更新を完了した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・施設改修や新たな設備を設置する場合には、障害者当事者や有識者団体などの意見を聴衆しながら事業内容を共有する。

(3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載

(4) その他

札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき、実施する事業。